

社会福祉法人 ひまわり福祉会
役員等報酬及び費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひまわり福祉会（以下「法人」という。）定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報 酬)

第2条 理事長及び常務理事には月額報酬を支給し、それ以外の役員等にはその業務に応じた報酬を支給するものとする。ただし、理事長及び常務理事を除く役員等が職員である場合は、これを支給しない。

2 前項の報酬額は、以下のとおりとする。

(1) 理事長

①非常勤専任の場合 150,000 円/月額

②職員が兼務の場合 100,000 円/月額

(2) 常務理事 50,000 円/月額

(3) その他の役員 10,000 円/1回

3 前項第1号及び第2号に掲げる役員が、月の中途に就任、退任、又は解任した場合の報酬額については、その月の総歴日数に対する在籍日数を基礎とした日割りによって計算（円未満の場合、50 銭以上は切上げ、50 銭未満は切捨て）する。

4 第2項第3号に掲げる役員に対する報酬は、1回を4時間までとし、これを越える場合は1時間（1時間未満の場合は切上げ）に付き、2,500 円を支給する。

5 報酬の支給日は、以下のとおりとする。ただし、当日が休日にあたるときは、その前日に繰り上げて支払うものとする。

(1) 第2項第1号の①に掲げる役員 当月の15日

(2) 第2項第1号の②及び同項第2号に掲げる役員

①常勤職員が兼務する場合 当月の25日

②有期契約職員が兼務する場合 翌月の15日

(3) 第2項第3号に掲げる役員 翌月の15日

6 報酬は、役員（理事及び監事）及び評議員に対して、各々各年度の総額が5,000,000 円を超えない範囲で、支給するものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて支給する。

(改 正)

第4条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

(公 表)

第5条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。